

山形県公私立高等学校協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内の公立及び私立の高等学校の教育に係る諸問題について協議し、相互の連絡調整を図ることによって、高等学校教育行政の円滑な運営を図り、教育の振興に資するため、山形県公私立高等学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公立及び私立の高等学校の役割分担に関すること。
- (2) 公立及び私立の高等学校における生徒の収容に関すること。
- (3) その他高等学校教育の諸問題に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 山形県高等学校長会が、会員（私立高等学校長を除く。）のうちから推薦する者
1人
- (2) 山形県私立中学高等学校協会が、会員のうちから推薦する者
2人
- (3) 山形県中学校長会が、会員のうちから推薦する者
1人
- (4) 学識経験者
5人以内

2 委員は、山形県知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員のほか、行政関係者として次に掲げる者が出席するものとする。

- (1) 山形県総務部次長
- (2) 山形県教育局教育次長

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が学識経験者の中から選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 前項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(幹事)

第6条 協議会は、協議事項についての調査等に当たらせるため、幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山形県総務部高等教育政策・学事文書課長

(2) 山形県教育局高校教育課長

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、山形県総務部高等教育政策・学事文書課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、昭和58年5月23日から施行する。

2 第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年12月1日において委員である者の委員の任期は、1年6箇月とする。

附 則

この要綱は、平成元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。